

自立支援教育訓練給付金のご案内

自立支援教育訓練給付金制度とは

母子家庭の母、父子家庭の父が職業能力の向上のため、国が指定する講座等を受講する場合に、その受講経費の一部を支給するものです。原則、1 回限りです。

1 給付金の対象者

新潟市にお住まいで 20 歳未満（教育訓練受講中に児童が 20 歳に到達した場合も講座受講終了までは対象）の子を養育している母子家庭の母、父子家庭の父であって、次の要件を全て満たす方。

- (1) 母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていること。
- (2) この講座を受けることが、適職に就くために必要であると認められること。
- (3) 過去において当該給付金を利用したことがないこと。

2 対象の講座

- (1) 雇用保険法および雇用保険法施行規則の規定による「一般教育訓練」および「特定一般教育訓練」および「専門実践教育訓練（資格の取得を要件とする講座のみ）」の指定教育訓練講座

教育訓練給付金指定講座  検索

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

- (2) 別に定める就職に結びつく可能性の高い講座

3 支給額

※受講前の申請が必要です。

ハローワークと新潟市であわせて受講費用の 6 割～8.5 割に相当する額を支給します。

		一般教育訓練	特定一般教育訓練	専門実践教育訓練	
新潟市と HW 合わせた支給上限額		20 万円	20 万円	①③ 40 万円×修学年数（160 万円以内） ②④⑤ 60 万円×修学年数（240 万円以内） ※ 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合	①（200 万円以内） ②（300 万円以内）
雇用保険の受給資格	なし	受講費用の 6 割 （新潟市）	受講費用の 6 割 （新潟市）	①受講修了後 1 年以内に 資格取得ができなかった 又は雇用されなかった	受講費用の 6 割 （新潟市）
				②受講修了後 1 年以内に 資格取得し、雇用された	受講費用の 8.5 割 （新潟市）
	あり	受講費用の 6 割 ハローワーク：2 割 新潟市：4 割	受講費用の 6 割 ハローワーク：5 割 新潟市：1 割	③受講修了後 1 年以内に 資格取得ができなかった 又は雇用されなかった	受講費用の 6 割 ハローワーク：5 割 新潟市：1 割
				④受講修了後 1 年以内に 資格取得し、雇用された	受講費用の 8.5 割 ハローワーク：7 割 新潟市：1.5 割
				⑤資格取得・就職して、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して 5%以上上昇した場合	受講費用の 8.5 割 ハローワーク：8 割 新潟市：0.5 割

※ 新潟市からの支給額が 1 万 2 千円をこえない場合は、市の訓練給付金は支給されません。

※ 給付金は非課税扱いとなります。

4 お手続き

申請前に、必ず事前相談
をお願いします。



(1) 事前相談

申請する前に自立支援教育訓練給付金の支給に関する事前相談が必要になりますので、お問い合わせください。事前相談の際に、申請書等の書類をお渡しします。

(2) 教育訓練給付金の受給資格の確認

居住地を管轄するハローワークで「教育訓練給付金支給要件回答書」の発行を受けていただきます（郵送請求が可能ですので、ハローワークにお問合せください）。

過去において雇用保険に加入したことがないなど、上記回答書の発行ができない場合には、ハローワークがその旨証明する「教育訓練給付金支給要件確認書（市の様式）」が必要です。

用紙は、各区役所健康福祉課でお渡しいたします。

※ ハローワークで発行を受ける際に必要なもの・・・本人確認ができるもの、印鑑

(3) 母子・父子自立支援プログラムの策定

過去に新潟市で母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていない方は、自立支援教育訓練給付金の申請前に策定が必要です。下記書類をご提出の上、こども政策課にて面談を行います。

- ・母子・父子自立支援プログラム策定申込書
- ・相談受付・申込票

(4) 指定申請書の提出

申請の際は、下記の書類を添付して、受講開始前（通信講座の場合は教材が自宅に届く前）までに区役所健康福祉課へ提出してください。

《提出書類》

- ① 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書
 - ② 自立支援教育訓練給付金調書
 - ③ 児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成受給者証、申請者と子の戸籍謄本（原本：発行日から1か月以内のもの）のいずれか一つ
 - ④ 教育訓練給付金支給要件回答書、または教育訓練給付金支給要件確認書
 - ⑤ 受講予定講座のパンフレット等（内容および受講料の分かるもの）
 - ⑥ 申請者のマイナンバーカード、もしくは通知カードと申請者の身元確認書類（運転免許証等）
- ※ 講座受講の必要性等を審査の上、結果を通知します。

(5) 交付申請書の提出

下記の提出書類を添付して、期限までに区役所健康福祉課へ提出してください。

※ 教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、先に居住地を管轄するハローワークで「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」の発行を受けてください。

《提出書類》

- ① 児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成受給者証、申請者と子の戸籍謄本（原本：発行日から1か月以内のもの）のいずれか一つ
- ② 自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書（交付申請書提出時のみ）
- ③ 資格取得をしたことが分かる書類（追加交付申請書提出時のみ）
- ④ 教育訓練修了証明書（教育訓練施設の長が発行するもの）
- ⑤ 教育訓練経費支払に係る領収書（教育訓練施設の長が発行するもの）
- ⑥ 資格取得に関するアンケート
- ⑦ 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（教育訓練利用された方のみ）
- ⑧ 申請者のマイナンバーカード、もしくは通知カードと申請者の身元確認書類（運転免許証等）

		一般 教育訓練	特定一般 教育訓練	専門実践 教育訓練	
雇用保険の受給資格	なし	講座受講 修了日から 30 日以内	①受講修了後 1 年以内に 資格取得ができなかった 又は雇用されなかった		(交付申請) 講座修了日の 翌日から 30 日以内
			②受講修了後 1 年以内に 資格取得し、雇用された		(交付申請) 講座修了日の 翌日から 30 日以内 (追加交付申請) 資格取得し、 1 年以内に就職 等をした日から 30 日以内
	あり	ハローワークからの 支給額が 確定した日から 起算して 30 日以内	③受講修了後 1 年以内に 資格取得ができなかった 又は雇用されなかった		<u>ハローワークからの 支給額が確定 した日から 起算して 30 日以内</u>
			④受講修了後 1 年以内に 資格取得し、雇用された		
			⑤資格取得・就職して、訓練修了 後の賃金が受講開始前の賃金と 比較して 5 %以上上昇した場合		

(※) ④・⑤は、「交付申請書」と「追加交付申請書」を一緒にご提出ください。

(※) ハローワークからの追加交付（賃金 5 %以上上昇など）の可能性がある場合は、修了から 1 年経過時が確定日となります。
なお、1 年以内に賃金上昇し、ハローワークから追加支給を受けた場合は、その追加支給の決定日から 30 日以内に提出してください。

(※) 指定申請の内容と異なる場合は、原則支給しません。

(6) 自立支援教育訓練給付金受給資格喪失届の提出

以下の事由に該当する場合は、「自立支援教育訓練給付金受給資格喪失届」を区役所健康福祉課へ必ずご提出ください。

- ① 母子家庭の母、父子家庭の父でなくなったとき
- ② 新潟市内に住所を有しなくなったとき
- ③ 修学や受講をとりやめたとき

受講講座を決定する前に



次の3つのステップを考えてみることで、より効果的な講座選定をしましょう。

【ステップ1：なぜ職業能力の向上を図ろうと思ったのでしょうか】

【ステップ2：ステップ1の理由にあわせて、受講講座や取得資格を考えてみましょう】

【ステップ3：講座終了後もしくは資格取得後、どう活かしていくかイメージしてみましょう】

<事前相談および申請窓口、お問い合わせ先>

各区役所健康福祉課

北 区	025-387-1335(児童福祉担当)	秋葉区	0250-25-5683(児童福祉担当)
東 区	025-250-2331(こども支援担当)	南 区	025-372-6371(こども支援担当)
中央区	025-223-7236(こども支援係)	西 区	025-264-7343(こども支援担当)
江南区	025-382-4353(児童福祉担当)	西蒲区	0256-72-8389(児童福祉担当)